

■議案第21号 四万十町簡易水道事業等設置条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成23年度に高知県知事の認可を受けた十川簡易水道他3施設の統合及び新たに口大道及び十川の一部の水道未普及地区を統合整備する水道事業については、平成24年度より十川簡易水道統合事業として、国の補助事業を受けて整備を行っているところ。

この度、平成26年度中に口大道地区の給水が開始できる見込みとなったことから、口大道地区及び統合となった施設について、所要の改正を行うものです。

【改正の内容】

- ・新規に登録する給水区域

口大道…十川簡易水道へ登載

- ・統合となった施設の整理

今成簡易水道…今成地区は十和川口地区内なので十和川口の一部として登載

小野簡易水道…十川簡易水道へ登載

鍋谷飲料水供給施設…鍋谷地区は十川地区内なので十川として登載

【新旧対照表】

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	給水区域	名称	給水区域
	(省 略)		(省 略)
		今成簡易水道	十和川口の一部
十川簡易水道	十川 十和川口の一部 小野 河内 久保川の一部 口大道	十川簡易水道	十川 十和川口の一部
地吉簡易水道	地吉	地吉簡易水道	地吉
古城簡易水道	古城	古城簡易水道	古城
戸川簡易水道	戸川	戸川簡易水道	戸川
		小野簡易水道	小野 久保川の一部 河内
昭和簡易水道	昭和 大井川 野々川	昭和簡易水道	昭和 大井川 野々川
四手崎簡易水道	戸口 四手崎	四手崎簡易水道	戸口 四手崎
浦越簡易水道	浦越	浦越簡易水道	浦越

改正後	改正前																		
別表第2(第2条関係)	別表第2(第2条関係)																		
<table><tr><th>名称</th><th>給水区域</th></tr><tr><td></td><td>(省 略)</td></tr><tr><td>久保川飲料水供給施設</td><td>久保川の一部</td></tr><tr><td></td><td>(以下省略)</td></tr></table>	名称	給水区域		(省 略)	久保川飲料水供給施設	久保川の一部		(以下省略)	<table><tr><th>名称</th><th>給水区域</th></tr><tr><td></td><td>(省 略)</td></tr><tr><td>久保川飲料水供給施設</td><td>久保川の一部</td></tr><tr><td>鍋谷飲料水供給施設</td><td>鍋谷</td></tr><tr><td></td><td>(以下省略)</td></tr></table>	名称	給水区域		(省 略)	久保川飲料水供給施設	久保川の一部	鍋谷飲料水供給施設	鍋谷		(以下省略)
名称	給水区域																		
	(省 略)																		
久保川飲料水供給施設	久保川の一部																		
	(以下省略)																		
名称	給水区域																		
	(省 略)																		
久保川飲料水供給施設	久保川の一部																		
鍋谷飲料水供給施設	鍋谷																		
	(以下省略)																		